

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	個人住民税関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

田原本町は、個人住民税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

個人住民税に関する事務では、事務の一部を外部に委託しているため、秘密保持に関して契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

田原本町長

公表日

令和7年12月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税関係事務
②事務の概要	<p>個人住民税は地方税法(第三章第一節(市町村民税)および第二章第一節(道府県民税))に基づき、その年の1月1日に居住するところにおいて、前年の所得に対して賦課徴収を行う地方税(本評価書では、以後「個人住民税」と称す)であり、その税額は、市町村が確定申告書・給与支払報告書・公的年金等支払報告書等の課税資料から決定するものである。</p> <p>個人住民税には市町村が課すことのできる市町村民税(以後、個人市町村民税と称す)と道府県が課すことのできる道府県民税(以後、個人道府県民税と称す)が存在する。</p> <p>個人市町村民税および個人道府県民税のそれぞれにおいて、所得額に応じて課税される所得割と原則的に全ての者に対して一律に課税される均等割の賦課額が決定される。</p> <p>これらは、税制改正によって必要に応じて見直しが行われている。</p> <p>なお、個人道府県民税については、地方税法第41条により「当該市町村の個人市町村民税の賦課徴収と合わせて賦課徴収等を行う」ものとされていることから、個人市町村民税とあわせて一括して賦課徴収を実施するものである。</p>
③システムの名称	COKAS-RAD2(個人住民税システム、宛名システム、団体内統合宛名システム)、COKAS-R4G(個人住民税システム、宛名システム、団体内統合宛名システム)、地方税電子申告支援サービス(eLTAXシステム)、国税連携システム、中間サーバー、申告受付支援システム、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
宛名情報ファイル、個人住民税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項および別表の24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報提供…番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項 情報照会…番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の情報提供者が市町村長となる地方税関係情報各項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	田原本町 総務課 法務文書係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2108
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	田原本町 税務課 町民税係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2112

9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p><選択肢></p> <p>[1万人以上10万人未満]</p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[500人未満]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[発生なし]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[人手を介在させる作業はない]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)の次の留意事項等を遵守している。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。 ・更新時には、本人から情報をマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認すること。

9. 監査

実施の有無

[自己点検]

[内部監査]

[外部監査]

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
------------------	---

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

各システムへのアクセスが可能な職員は、IDとパスワード、顔認証等によって限定しており、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで、不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求連絡先	秘書広報課 広報統計係	広報課 情報発信係	事後	機構改革による
平成28年4月1日	評価実施機関における担当部署 所属長	税務課長 飯田 圭司	総務部次長 飯田 圭司	事後	人事異動による
平成29年4月1日	評価実施機関における担当部署 所属長	総務部次長 飯田 圭司	税務課長 山内 章司	事後	人事異動による
平成29年4月1日	対象人数	平成28年9月26日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年4月1日	取扱者数	平成28年9月26日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務	個人住民税システム、地方税電子申告支援サービス(eLTAXシステム)、国税連携システム、宛名システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	個人住民税システム、地方税電子申告支援サービス(eLTAXシステム)、国税連携システム、宛名システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、申告受付支援システム	事後	
平成30年4月1日	評価実施機関における担当部署 所属長	税務課長 山内 章司	税務課長 中井 良司	事後	人事異動による
平成30年4月1日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求連絡先	0744-34-2069	0744-34-2073	事後	機構改革による
平成30年4月1日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求連絡先	広報課 情報発信係	総務課 法務文書係	事後	機構改革による
平成30年4月1日	対象人数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	取扱者数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	評価実施機関における担当部署 所属長	税務課長 中井 良司	税務課長	事後	
平成31年4月1日	対象人数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	取扱者数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策	(なし)	(項目追加)	事後	様式の変更による
令和2年4月1日	対象人数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年4月1日	取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	対象人数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	取扱者数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求連絡先	0744-34-2073	0744-34-2114	事後	機構改革による
令和4年4月1日	事務の概要	所得額に比例して	所得額に応じて	事後	文言修正
令和4年4月1日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	情報提供…番号法第19条第7号 同法別表第二の27の項 情報照会…番号法第19条第7号 同法別表第二の情報提供者が市町村長となる地方税関係情報各項	情報提供…番号法第19条第8号 同法別表第二の27の項 情報照会…番号法第19条第8号 同法別表第二の情報提供者が市町村長となる地方税関係情報各項	事後	
令和4年4月1日	特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	課税第一係	町民税係	事後	機構改革による
令和4年4月1日	対象人数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年4月1日	対象人数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年4月1日	取扱者数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和6年4月1日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求連絡先	0744-34-2114	0744-34-2108	事後	機構改革による
令和6年4月1日	対象人数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年4月1日	取扱者数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年5月27日	個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項および別表第一の16の項	番号法第9条第1項および別表の24の項	事後	法令施行日
令和6年5月27日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	情報提供…番号法第19条第8号 同法別表第二の27の項 情報照会…番号法第19条第8号 同法別表第二の情報提供者が市町村長となる地方税関係情報各項	情報提供…番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項 情報照会…番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の情報提供者が市町村長となる地方税関係情報各項	事後	法令施行日
令和7年4月1日	対象人数	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年4月1日	取扱者数	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年5月26日	人手を介在させる作業	(なし)	(項目追加)	事後	法令施行日
令和7年5月26日	最も優先度が高いと考えられる対策	(なし)	(項目追加)	事後	法令施行日

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年5月26日	システムの名称	個人住民税システム、地方税電子申告支援サービス(eLTAXシステム)、国税連携システム、宛名システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、申告受付支援システム	COKAS-RAD2(個人住民税システム、宛名システム、団体内統合宛名システム)、COKAS-R4G(個人住民税システム、宛名システム、団体内統合宛名システム)、地方税電子申告支援サービス(eLTAXシステム)、国税連携システム、中間サーバー、申告受付支援システム、サービス検索・電子申請機能	事後	